

津市男女共同参画推進条例

平成19年3月30日公布

津市条例第4号

男女は、性別にかかわらず「法」の下に平等であり、私たちは、男女が個人として尊重され、自らの意思によって個性豊かで多様な生き方の選択ができるまち「津」づくりに努めていかなければならない。

また、国際化、情報化、少子高齢化など社会の急激な環境変化に対応するためには、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会を実現することが課題となっている。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識など男女共同参画社会の実現を妨げる要因はいまだ存在している。このことから、男女共同参画社会を実現するためには、社会のあらゆる分野において、本市、住民等及び事業者といったすべての者が積極的に男女共同参画の推進に取り組む必要がある。

ここに、私たちは、当該すべての者が協力・連携して社会のあらゆる分野における男女共同参画を推進し、男女共同参画社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに本市、住民等及び事業者の目指すべき姿及び役割を明らかにするとともに、本市が行う施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 本市の区域内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって、相手方に不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者や親密な関係にある者に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。
- (5) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関し、男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、本市の男女共同参画都市宣言を踏まえた、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別により差別されることなく、個人として個性と能力を十分に発揮することができる機会、また多様な生き方の選択をすることができる機会が確保されるとともに、個人としての人権が尊重されること。
- (2) 男女が社会の対等な構成員として、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる

- る分野における活動に参画し、かつ、責任を分かち合うこと。
- (3) 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、本市における政策又は事業者における方針の立案及び決定の場に共同して参画できる機会が十分確保されること。
- (目指すべき姿)

第4条 本市、住民等及び事業者は、男女共同参画の推進に当たり、次の事項を男女共同参画社会の目指すべき姿として、その達成に努めるものとする。

(1) 職場における男女共同参画

- ア 個人の意欲、能力、個性等が合理的かつ適切に評価され、募集、採用、配置、賃金、昇進、解雇等について性別を理由とする差別のない職場環境であること。
- イ 男女が、仕事と家庭その他の活動とを両立させることができる職場環境であること。
- ウ 男女の身体的・精神的諸問題に対応でき、かつ、妊娠・出産期、更年期等の女性の生涯にわたる各段階に応じた適切な健康管理が行われる職場環境であること。
- エ セクシュアル・ハラスメントのない安心して仕事をすることができる職場環境であること。
- オ その他男女共同参画が推進される職場環境であること。

(2) 学校における男女共同参画

- ア 性別による固定的な役割分担意識に捕らわれず、それぞれの個性や人権を大切にすることが育つ学校であること。
- イ その他男女共同参画が推進される学校であること。

(3) 地域における男女共同参画

- ア 性別による固定的な役割分担意識に捕らわれた慣習、慣行等の制約が男女の相互理解によって克服され、それぞれの行動や考え方が尊重されるとともに、男女が共に意思決定の場に参画することができる地域であること。
- イ 男女の人権が尊重され、差別なく平等に諸活動に参加し、その企画や実践にかかわれる地域であること。
- ウ 女性の積極的な参画により、その多様なリーダーシップが発揮できる地域であること。
- エ その他男女共同参画が推進される地域であること。

(4) 家庭における男女共同参画

- ア 性別による固定的な役割分担意識に捕らわれず、男女が協力し合い、それぞれの個性を尊重し、「その人らしさ」が大切にされる家庭であること。
- イ その他男女共同参画が推進される家庭であること。

(本市、住民等及び事業者の役割)

第5条 本市は、その実施するあらゆる施策について、地域の特性を踏まえ、男女共同参画の視点に立って総合的に策定し、男女共同参画社会の実現に向けて積極的にその役割を果たさなければならない。

- 2 住民等は、男女共同参画について理解を深め、家庭や地域など社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に寄与し、男女共同参画社会の実現に向けて積極的にその役割を果たすよう努めるものとする。
- 3 事業者は、男女共同参画について理解を深め、その事業活動において男女共同参画の推進に寄与し、男女共同参画社会の実現に向けて積極的にその役割を果たすよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止等)

第6条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別を理由とする差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなど性別による権利侵害行為

2 本市は、前項に掲げる行為及びこれらの行為を助長する行為並びに男女共同参画を阻害する行為の防止について、必要な啓発活動を行うものとする。

(施策の策定及び実施)

第7条 本市は、第5条第1項の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国及び三重県並びに住民等及び事業者と相互に連携と協力を図るよう努めなければならない。

3 住民等及び事業者は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(基本計画の策定等)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、住民等及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。

4 市長は、第14条に規定する津市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて、基本計画を策定しなければならない。

5 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(情報の収集等)

第9条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に推進するため、必要な情報の収集、調査、研究等を行うものとする。

2 本市は、住民等及び事業者の男女共同参画の推進に関する施策についての理解を促進するため、必要な情報の提供など啓発活動を行うものとする。

(相談に対する対応)

第10条 本市は、男女共同参画を阻害する問題に関する相談を受けた場合は、関係機関と連携を図り、必要と認めるときは、審議会の意見を聴いて適切に対応するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第11条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(施策の実施状況等の公表)

第12条 市長は、男女共同参画の推進に関する主要な施策の実施状況等を毎年度公表しなければならない。

(推進体制の整備)

第13条 本市は、関係部局の連携により男女共同参画の推進に関する施策を円滑かつ総

合的に推進するため、庁内における推進体制を整備し、及び充実に努めなければならない。

(審議会の設置等)

第 1 4 条 男女共同参画の推進に関する施策の円滑かつ効率的な推進を図るため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 基本計画の策定及び変更に関する事項

(2) 男女共同参画の推進に関する事項

3 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、同項に規定する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 1 5 条 審議会は、委員 1 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 公募による者

(4) その他市長が必要と認める者

3 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 1 0 分の 4 未満とならないようにするものとする。

(委員の任期)

第 1 6 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 1 7 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第 1 8 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第 1 4 条第 2 項に規定する所掌事項のうち特定の事項を調査研究するため、審議会に部会を置くことができる。

5 審議会の庶務は、市民部において処理する。

6 第 1 4 条から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第 1 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 1 9 年 3 月 3 0 日から施行する。